

## 平成23年度鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1繰入金			446	116	330			
	1一般会計繰入金		446	116	330			
		1一般会計から繰入	446	116	330	1一般会計から繰入	446	
2繰越金			54,457	58,390	△ 3,933			
	1繰越金		54,457	58,390	△ 3,933			
		1繰越金	54,457	58,390	△ 3,933	1前年度繰越金	54,457	
3諸収入			16,442	13,024	3,418			
	1貸付金元利収入		15,542	11,609	3,933			
		1林業・木材産業改善資金貸付金元利収入	15,542	11,609	3,933	1林業・木材産業改善資金貸付金元利収入	15,542	
	2県預金利子		899	1,414	△ 515			
		1県預金利子	899	1,414	△ 515	1県預金利子	899	
	3雑入		1	1				
	1雑入	1	1		1雑入	1		
歳入合計			71,345	71,530	△ 185			

平成23年度鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計当初予算説明資料

1款 林業・木材産業改善資金貸付事業費

1項 林業・木材産業改善資金貸付事業費

森林・林業総室(内線:7303)

1目 業務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
業務費	1,345	1,530	△185			(諸収入) 899	446	
トータルコスト	1,345千円(前年度 2,337千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	補助金及び委託料の支払い							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
林業・木材産業改善資金について、平成16年度以前の貸付に係る資金管理業務を県森林組合連合会に委託する経費及び取扱い金融機関の貸付・償還に係る事務費の補助を行うための経費である。								
2 主な事業内容								
資金管理業務の委託及び補助金の支出								

森林・林業総室(内線:7303)

2目 貸付事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
貸付事業費	70,000	70,000	0			(繰越金等) 70,000		
トータルコスト	75,592千円(前年度 76,454千円) [正職員:0.7人]							
主な業務内容	制度説明・周知、計画認定、貸付審査・貸付決定・支払・貸付後の審査、国との調整・計画申請・報告・会計管理、債権回収							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
林業経営及び木材産業経営の改善、林業労働による労働災害の防止及び林業労働に従事する者の確保を目的として、事業者が創意工夫を活かして行う取組みを支援するため、その必要な資金を無利子で貸付けるための経費である。								
<pre> graph TD     A[借受者] -- ①計画書の提出 --&gt; B[各総合事務所]     B -- ②計画の認定 --&gt; A     A -- ③借入申し込み --&gt; C[融資機関]     C -- ④貸付申請 --&gt; D[森林・林業総室]     D -- ⑤貸付決定及び貸付 --&gt; C     C -- ⑥貸付決定及び貸付 --&gt; A     C -- ⑦償還 --&gt; D     D -- ⑧償還 --&gt; C     B &lt;--&gt;  連携  D     </pre>								
2 主な事業内容								
事業者への貸付業務は金融機関が行い、県は貸付原資を金融機関に貸付ける。								

平成23年度 当初予算歳出事項別明細書(農林水産部)

(単位:千円)

節	款項目	林業・木材産業改善資金助成事業特別会計				
		1款 林業・木材産業改善資金貸付事業費				
		1項 林業・木材産業改善資金貸付事業費				
			1目 業務費	2目 貸付事業費		
1	報酬					
2	給料					
3	職員手当等					
4	共済費					
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	貸金					
8	報償費					
9	旅費					
	費用弁償					
	普通旅費					
	特別旅費					
10	交際費					
11	需用費					
12	役務費					
13	委託料	137	137	137	137	
14	使用料及び賃借料					
15	工事請負費					
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費					
19	負担金、補助及び交付金	1,208	1,208	1,208	1,208	
20	扶助費					
21	貸付金	70,000	70,000	70,000	70,000	
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料					
24	投資及び出資金					
25	積立金					
26	寄付金					
27	公課費					
28	繰出金					
	計	71,345	71,345	71,345	1,345 70,000	
財	国庫支出金					
源	繰入金	446	446	446	446	
内	その他	70,899	70,899	70,899	899 70,000	
訳	事業収入					

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
1款 林業・木材産業改善資金貸付事業費		
1項 林業・木材産業改善資金貸付事業費		
1目 業務費		
負担金、補助 及び交付金	・林業・木材産業改善資金取扱金融機関 事務費補助金	1,208
2目 貸付事業費		
貸 付 金	・林業・木材産業改善資金貸付金	70,000

## 平成23年度鳥取県営林事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 国庫支出金			千円 13,986	千円 12,221	千円 1,765		千円	
	1 国庫補助金		13,986	12,221	1,765			
		1 県営林事業費国庫補助金	13,986	12,221	1,765	1 県営林事業費国庫補助金	13,986	
2 財産収入			30,881	34,179	△ 3,298			
	1 財産売払収入		30,831	34,129	△ 3,298			
		1 造林収入	1,800	630	1,170	1 造林収入	1,800	
		2 物品売払収入	27,530	33,498	△ 5,968	1 物品売払収入	27,530	
		3 不動産売払収入	1	1	0	1 不動産売払収入	1	
		4 二酸化炭素吸収量売払収入	1,500	0	1,500	1 二酸化炭素吸収量売払収入	1,500	
	2 財産運用収入		50	50	0			
		1 財産貸付収入	50	50	0	1 財産貸付収入	50	
3 繰入金			148,695	164,769	△ 16,074			
	1 一般会計繰入金		148,695	164,769	△ 16,074			
		1 一般会計から繰入	148,695	164,769	△ 16,074	1 一般会計から繰入	148,695	
4 繰越金			1	1	0			
	1 繰越金		1	1	0			
		1 繰越金	1	1	0	1 前年度繰越金	1	
5 雑収入			577	1,622	△ 1,045			
	1 雑入		577	1,622	△ 1,045			
		1 雑入	577	1,622	△ 1,045	1 雑入	577	
歳 入 合 計			194,140	212,792	△ 18,652			

平成23年度鳥取県県営林事業特別会計当初予算説明資料

1款 県営林事業費  
1項 職員費  
1目 職員費

森林・林業総室(内線:7298)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
職員費	46,367	43,818	2,549			(諸収入) 57	46,310	
トータルコスト	47,166千円(前年度 44,625千円) [正職員:0.1人 非常勤職員:6.2人]							
主な業務内容	県営林事業の執行に係る人件費							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県営林の適正管理のため、県営林事業に従事する職員5人分及び非常勤職員10人の人件費である。								
2 主な事業内容 (1) 県営林の保育事業、処分事業、管理事業及び日本政策金融公庫からの借入及び償還事務。 (2) 県行造林地の期間満了に伴う契約の相手方などの特定。								

2項 保育事業費  
1目 保育事業費

森林・林業総室(内線:7298)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
保育事業費	33,263	33,378	△115	13,986	0	(財産収入) 12,922	6,355	
トータルコスト	44,446千円(前年度 46,287千円) [正職員:1.4人]							
主な業務内容	保育施業の委託設計、監督							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県営林の健全な育成を図るための新植、下刈、間伐、作業道開設等に要する経費である。								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
区分	予算額	事業内容						
県営林保育事業	32,126	新植(9.9ha)、補植(0.9ha)下刈(29.3ha)、保育間伐(10.9ha)、収入間伐(32.8ha)及び鳥取式作業道(1,200m)の開設						
松くい虫駆除事業	567	地上散布(大山町)						
事務費	570	—						

平成23年度鳥取県営林事業特別会計当初予算説明資料

3項 処分事業費  
1目 立木処分費

森林・林業総室(内線:7298)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
立木処分費	14,668	16,613	△1,945			(財産収入) 14,668		
トータルコスト	29,046千円 (前年度 34,363千円) [正職員:1.8人]							
主な業務内容	間伐材の搬出経費、木材市場手数料、分収交付金							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県営林の収入間伐における木材の搬出及び木材販売に係る市場手数料に伴う経費である。								
2 主な事業内容 (1) 間伐により収益が見込まれる県営林について、木材(間伐材)を搬出して、市場において販売する。 (2) 契約期間満了した県行造林地の立木評価を行い、契約の解除を行う。								

4項 管理事業費  
1目 管理事業費

森林・林業総室(内線:7298)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
管理事業費	11,584	28,408	△16,824			(諸収入等) 3,811	7,773	
トータルコスト	23,566千円 (前年度 41,317千円) [正職員:1.5人]							
主な業務内容	県営林の管理、林道等の維持管理、県行造林地の評価業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 林道及び作業道の維持管理、「緑の循環」認証会議(SGECエスジェック)による森林認証の管理審査等を行い、県営林を適切に管理する。								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
区分	事業内容							予算額
林道維持管理	沿道の草刈							2,166
不法投棄対策	県有林のプラスチックごみ等の廃棄物処理							400
部分林整備	侵入防止柵修繕							500
森林認証の定期審査	森林認証(SGEC)取得後の定期審査							242
負担金及び交付金	緑資源幹線林道賦課金、立木補償金の分収交付金							7,651
役務費	森林国営保険加入、間伐材搬出、J-VER取引手数料							500
事務費	調査旅費							125
合 計							11,584	

平成23年度鳥取県営林事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

1目 元 金

森林・林業総室(内線:7298)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元 金	47,999	48,863	△864				47,999	
トータルコスト	48,798千円 (前年度 49,670千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	元金償還事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 日本政策金融公庫からの融資に係る元金償還金である。								
2 主な事業内容 日本政策金融公庫からの融資に係る元金償還業務。								

森林・林業総室(内線:7298)

(単位:千円)

2目 利 子

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利 子	40,259	41,712	△1,453			(繰越金) 1	40,258	
トータルコスト	41,058千円 (前年度 42,519千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	利子償還事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 日本政策金融公庫からの融資に係る利子償還金である。								
2 主な事業内容 日本政策金融公庫からの融資に係る利子償還業務。								



平成23年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(農林水産部)

(単位:千円)

款項目 節	県営林事業特別会計									
	1款 県営林事業費									
	1項 職員費		2項 保育事業費		3項 処分事業費		4項 管理事業費			
		1目 職員費	1目 保育事業費		1目 立木処分費		1目 管理事業費			
1 報酬	9,606	9,606	9,606	9,606						
2 給料	18,770	18,770	18,770	18,770						
3 職員手当等	9,460	9,460	9,460	9,460						
4 共済費	8,531	8,531	8,531	8,531						
5 災害補償費	20	20			20	20				
6 恩給及び退職年金										
7 貸金										
8 報償費										
9 旅費	125	125							125	125
費用弁償										
普通旅費	125	125							125	125
特別旅費										
10 交際費										
11 需用費	790	790			290	290			500	500
12 役務費	5,047	5,047			210	210	4,095	4,095	742	742
13 委託料	44,814	44,814			32,693	32,693	9,555	9,555	2,566	2,566
14 使用料及び賃借料	50	50			50	50				
15 工事請負費										
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費										
19 負担金、補助及び交付金	8,669	8,669					1,018	1,018	7,651	7,651
20 扶助費										
21 貸付金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料	88,258									
24 投資及び出資金										
25 積立金										
26 寄付金										
27 公課費										
28 繰出金										
計	194,140	105,882	46,367	46,367	33,263	33,263	14,668	14,668	11,584	11,584
財国庫支出金	13,986	13,986			13,986	13,986				
源繰入金	148,695	60,438	46,310	46,310	6,355	6,355			7,773	7,773
内その他	578	577	57	57					520	520
訳事業収入	30,881	30,881			12,922	12,922	14,668	14,668	3,291	3,291

(単位:千円)

款項目 節	2款 公債費			
	1項 公債費			2目 利子
		1目 元金		
1 報酬				
2 給料				
3 職員手当等				
4 共済費				
5 災害補償費				
6 恩給及び退職年金				
7 貸金				
8 報償費				
9 旅費				
費用弁償				
普通旅費				
特別旅費				
10 交際費				
11 雑用費				
12 役務費				
13 委託料				
14 使用料及び賃借料				
15 工事請負費				
16 原材料費				
17 公有財産購入費				
18 備品購入費				
19 負担金、補助及び交付金				
20 扶助費				
21 貸付金				
22 補償、補填及び賠償金				
23 償還金、利子及び割引料	88,258	88,258	47,999	40,259
24 投資及び出資金				
25 積立金				
26 寄付金				
27 公課費				
28 繰出金				
計	88,258	88,258	47,999	40,259
財国庫支出金				
繰入金	88,257	88,257	47,999	40,258
内その他	1	1		1
事業収入				

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
1 款 県営林事業費		
1 項 職 員 費		
1 目 職 員 費		
報 酬	・非常勤職員	10人
給 料	・一般職員	5人
3 項 処 分 事 業 費		
1 目 立 木 処 分 費		
負担金、補助及び交付金	・土地所有者交付金	1,018
4 項 管 理 事 業 費		
1 目 管 理 事 業 費		
負担金、補助及び交付金	・大規模林道県負担金	7,500
	・土地所有者交付金	120
	・公有林野全国協議会会費	31
2 款 公 債 費		
1 項 公 債 費		
1 目 元 金		
償還金、利子及び割引料	・造林資金償還金	34,767
	・施業転換資金	13,232
2 目 利 子		
償還金、利子及び割引料	・造林資金償還金	37,706
	・施業転換資金	2,553

# 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	調整手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
本年度	長等										
	議員										
	その他の特別職	10	9,606					9,606	1,476	11,082	
	計	10	9,606					9,606	1,476	11,082	
前年度	長等										
	議員										
	その他の特別職	5	7,788					7,788	1,125	8,913	
	計	5	7,788					7,788	1,125	8,913	
比較	長等										
	議員										
	その他の特別職	5	1,818					1,818	351	2,169	
	計	5	1,818					1,818	351	2,169	

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)		備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)					
本年度	5	18,770	8,960	27,730	7,055	34,785					
前年度	5	18,815	8,880	27,695	6,935	34,630					
比較	0	△ 45	80	35	120	155					
職員手当の内	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	退職手当 (千円)
	本年度	655	0	325	4,190	2,445	580	400	0	0	0
	前年度	655	0	330	4,125	2,450	570	385	0	0	0
	比較	0	0	△ 5	65	△ 5	10	15	0	0	0
	本年度	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 45	1 昇給に伴う増加分	225 (1) 本年度昇給発令に係る所要額	平均昇給率 1.12%
		2 その他の増減分	△ 270 (1) 定数削減等に係るもの (2) その他 △ 270	
職員手当	80	1 制度改正に伴う増減分	75 (1) 期末手当	支給月数の0.04月分引上げ(2.41月→2.45月)
		2 その他の増減分	5 (1) 退職手当 0 (2) 定数削減等に係るもの 0 (3) その他 5	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行	政	職
平成23年1月1日現在	平均給料月額	(円)	317,140	
	平均給与月額	(円)	352,957	
	平均年齢	(歳)	43.00	
平成22年1月1日現在	平均給料月額	(円)	289,184	
	平均給与月額	(円)	353,387	
	平均年齢	(歳)	40.02	

イ 初任給

区	分	行	政	職
高	校	卒	142,800	(円)
大	学	卒	176,800	
国の制	高	校	卒	140,100
	大	学	卒	172,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成 23 年 1 月 1 日 現在	1 級		
	2 級	2	40.0
	3 級	2	40.0
	4 級	1	20.0
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
計	5	100.0	



区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	搭 成 比 (%)
平成 22 年 1 月 1 日 現 在	1 級	1	20.0
	2 級	2	40.0
	3 級		
	4 級	2	40.0
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	5	100.0



エ 昇給

区 分		職 政 職		
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		5	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		3	
	号 給 数 別 内 訳		2号給(人)	
			3号給(人)	
			4号給(人)	2
			5号給(人)	1
			比 率 (B)/(A) (%)	60.0
	前 年 度	職 員 数 (A) (人)		5
		昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		4
		号 給 数 別 内 訳		2号給(人)
3号給(人)				
4号給(人)				2
5号給(人)				1
比 率 (B)/(A) (%)				80.0

オ 期末手当・勤怠手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職階上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	1.855	2.045	3.9	有	
前年度	1.835	2.065	3.9	有	
国の制	1.9	2.05	3.95	有	

カ 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
国の制(支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

キ その他の手当

区	分	団の構成との異同	差	異	の	内	容
扶	養	手	当	異	な	る	配偶者の手当額10,500円
地	域	手	当	異	な	る	支給率の低い地域へ異動した場合の手当保額措置なし
住	居	手	当	同	じ		
通	勤	手	当	異	な	る	自動車等使用者の手当額(通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給) 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当(月3,000円を上限) 特別急行列車に係る手当額(特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。)及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区	分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	県営林事業債	千円 1,523,300	千円 1,474,439	千円 0	千円 47,999	千円 1,426,440

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	国庫支出金	地方債	その他	繰入金
平成20年度 緑資源幹線林道事業賦 課金	千円 69,785	平成21年度から 平成22年度まで	千円 20,011	平成23年度から 平成38年度まで	千円 49,774		千円	千円	千円	千円 49,774

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 使用料及び手数料			147,718	152,321	△ 4,603			
	1 使用料		147,718	152,321	△ 4,603			
		1 魚市場使用料	147,718	152,321	△ 4,603	1 魚市場使用料	147,718	
2 繰入金			74,509	81,520	△ 7,011			
	1 一般会計繰入金		74,509	81,520	△ 7,011			
		1 一般会計から繰入	74,509	81,520	△ 7,011	1 一般会計から繰入	74,509	
3 繰越金			1	1	0			
	1 繰越金		1	1	0			
		1 繰越金	1	1	0	1 前年度繰越金	1	
4 諸収入			8,758	8,370	388			
	1 雑収入		8,758	8,370	388			
		1 雑収入	8,758	8,370	388	1 雑収入	8,758	
5 果償			198,000	0	198,000			
	1 果償		198,000	0	198,000			
		1 県営境港水産施設事業償	198,000	0	198,000	1 県営境港水産施設事業償	198,000	
歳入合計			428,986	242,212	186,774			



平成23年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計当初予算説明資料

1款 事業費

1項 事業費

水産課・境港水産事務所(0859-42-3167)

1目 魚市場事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
魚市場事業 (職員人件費)	14,129	13,977	152			(使用料) 9,891	4,238	
事業内容の説明								
県営境港水産施設事業会計にて支弁する職員2名分の人件費である。								
魚市場事業 (事業費)	150,215	156,702	△6,487			(使用料等) 109,060	41,155	
トータルコスト	166,191千円 (前年度 172,838千円) [正職員:2.0人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	県営境港水産物地方卸売市場の維持管理、施設修繕、巡視							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>市場の管理運営に要する経費である。 平成21年度から指定管理制度を導入し、業務の一部を委託している。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>市場管理委託費(指定管理制度) 132,741千円</p>								
安全と安心の市場と みなとづくり事業 (事業費)	8,019	0	8,019			(使用料) 8,019		
トータルコスト	10,415千円 (前年度 0円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	競場(2号上屋)床面の防滑工事							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「いちば」と「みなと」という資源を有効活用するとともに「安全、安心な産地市場としての機能充実」を図るため、施設設備を整備するとともに意識を向上する取組を継続して進める。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>競場(2号上屋)内の床面防滑工事 8,019千円</p>								

平成23年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計当初予算説明資料

1款 事業費

1項 事業費

水産課・境港水産事務所 (0859-42-3167)

1目 魚市場事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
(新) 魚体選別機整備事業	198,000	0	198,000		198,000			
トータルコスト	199,598千円 (前年度 0千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	魚体選別機の導入及び運営管理調整業務							
工程表の政策目標 (指標)	全国主要漁港水揚量順位10位以内の確保							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

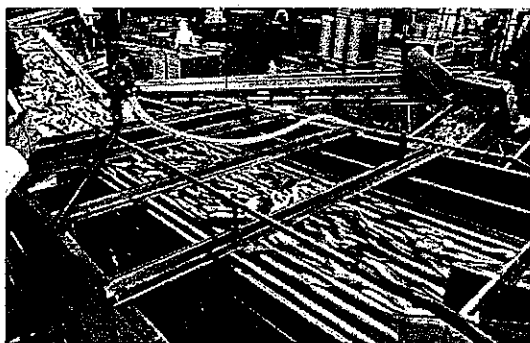
県営境港水産物地方卸売市場の受入販売体制を強化するため魚体選別機を整備し、取扱量の維持向上、水産物の付加価値向上等を図る。

○選別処理機能が必要とされた経緯

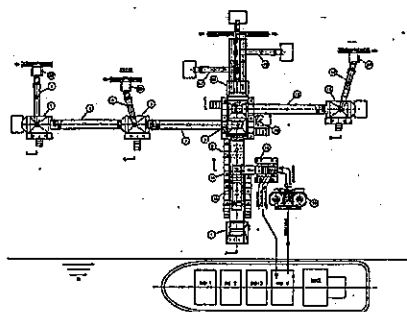
- ・境漁港は西日本最大の水揚量を誇る漁港であり、これまで大量の漁獲物を冷凍向けに迅速に処理する体制に特化してきた。
- ・近年の水産資源減少に伴い、生産者は漁獲物の付加価値向上を求め、生鮮消費向け漁獲物については選別機能の整った近隣他港に水揚げする傾向にある。
- ・境漁港の今後の発展を図るためには、従来の冷凍向け大量処理機能に加え、生鮮向け選別処理機能を整備し、生産者・消費者の双方に魅力のある漁港とする必要がある。

2 主な事業内容

- ・魚体選別機等設置工事 (魚体選別機2式) 187,470千円
- ・電気設備等工事 10,530千円



選別部分：間隔の調整可能なローラーに魚を流し魚体の幅により選別。



平面配置図

3 これまでの取組状況、改善点

○これまでの取り組み状況

- ・境港の水揚量は平成6年以降減少に転じ、生産者からは量的減少の補完を目的とした付加価値向上のため、市場の選別機能整備の要望があった。
- ・平成21年度から境港地域プロジェクト協議会において、まき網関係地域流通改革計画の主要項目として協議を開始した。
- ・同年度末建設委員会を設置し、他業種との岸壁利用調整、選別処理後の動線想定、利用管理体制の設計等具体的内容の調整を実施した。
- ・平成22年度から近隣の島根県恵曇港の魚体選別機が稼働し、水揚物の流出がより明白となり、地域の意向として速やかな整備が望まれている。

平成23年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

水産課 (内線: 7309)

1目 元金

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (使用料)	繰入金	
元金	45,377	56,932	△11,555			22,689	22,688	
トータルコスト	45,377千円 (前年度 56,932千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	元金償還							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明  魚市場建設に伴う県債の元金償還に要する経費である。								

水産課 (内線: 7309)

2目 利子

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (使用料)	繰入金	
利子	13,246	14,601	△1,355			6,818	6,428	
トータルコスト	13,246千円 (前年度 14,601千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	利子支払							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明  魚市場建設に伴う県債の利子支払に要する経費である。								

平成23年度 当初予算歳入歳出事項別明細書（農林水産部）

（単位：千円）

款 項 目	県管轄港水産施設事業特別会計								
		1款 事業費				2款 公債費			
			1項 事業費				1項 公債費		
節				1目 魚市場事業費			1目 元 金	2目 利 子	
1	報 酬	2,121	2,121	2,121	2,121				
2	給 料	7,508	7,508	7,508	7,508				
3	職員手当等	3,799	3,799	3,799	3,799				
4	共 済 費	3,143	3,143	3,143	3,143				
5	災害補償費								
6	恩給及び退職年金								
7	賃 金								
8	報 償 費								
9	旅 費	201	201	201	201				
	費用弁償								
	普通旅費	201	201	201	201				
	特別旅費								
10	交 際 費								
11	需用費	1,075	1,075	1,075	1,075				
12	役 務 費	758	758	758	758				
13	委 託 料	132,741	132,741	132,741	132,741				
14	使用料及び賃借料	2,777	2,777	2,777	2,777				
15	工事請負費	206,019	206,019	206,019	206,019				
16	原 材 料 費								
17	公有財産購入費								
18	備品購入費	45	45	45	45				
19	負担金、補助及び交付金	361	361	361	361				
20	扶 助 費								
21	貸 付 金								
22	補償、補填及び賠償金								
23	償還金、利子及び割引料	67,350	8,727	8,727	8,727	58,623	58,623	45,377	
24	投資及び出資金								
25	積 立 金								
26	寄 付 金								
27	公 課 費	1,088	1,088	1,088	1,088				
28	繰 出 金								
	予 備 費								
	計	428,986	370,363	370,363	370,363	58,623	58,623	45,377	
財 源 内 訳	国庫支出金								
	繰 入 金	74,509	45,393	45,393	45,393	29,116	29,116	22,688	
	そ の 他	206,759	206,759	206,759	206,759				
	事 業 収 入	147,718	118,211	118,211	118,211	29,507	29,507	22,689	

## 節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等
1款 事業費	
1項 事業費	
1目 魚市場事業費	
報酬 非常勤職員	1人
給料 一般職員	2人
負担金、補助及び交付金	・ 国有資産等所在市町村交付金 361
償還金、利子及び割引料	・ 市場施設改良資金 8,727
2款 公債費	
1項 公債費	
1目 元金	
償還金、利子及び割引料	・ 市場施設改良資金 45,377
2目 利子	
償還金、利子及び割引料	・ 市場施設改良資金 13,246

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							合計 (千円)	備考			
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	調整手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			共済費 (千円)		
本年度	長等												
	議員												
	その他の特別職	1	2,121								2,121	321	2,442
	計	1	2,121								2,121	321	2,442
前年度	長等												
	議員												
	その他の特別職	1	2,121								2,121	301	2,422
	計	1	2,121								2,121	301	2,422
比較	長等												
	議員												
	その他の特別職	0	0								0	20	20
	計	0	0								0	20	20

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数		給与費							共済費			合計		備考
	区分	職員数 (人)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	特別勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	合計 (千円)	備考				
本年度		2	7,508	3,599	11,107					2,822	13,929				
前年度		2	7,526	3,567	11,093					2,774	13,867				
比較		0	△ 18	32	14				48		62				
職員手当の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤働手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	特別勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)			
	本年度	262		130	1,676	978	232	160		15	132				
	前年度	262		132	1,650	980	228	154		15	132				
	比較	0	0	△ 2	26	△ 2	4	6	0	0	0	0	0		
区分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)						
本年度	2							12							
前年度	2							12							
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
給料	△ 18	1 昇給に伴う増加分	90 (1) 本年度昇給発令に係る所要額	平均昇給率 1.12%
		2 その他の増減分	△ 108 (1) 定数削減等に係るもの (2) その他 △ 108	
職員手当	32	1 制度改正に伴う増減分	30 (1) 期末手当	支給月数の0.04月分引上げ(2.41月→2.45月)
		2 その他の増減分	2 (1) 退職手当 (2) 定数削減等に係るもの (3) その他	0 0 2



(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行	政	職
平成23年1月1日現在	平均給料月額(円)			383,850
	平均給与月額(円)			442,050
	平均年齢(歳)			52.50
平成22年1月1日現在	平均給料月額(円)			386,632
	平均給与月額(円)			444,832
	平均年齢(歳)			51.06

イ 初任給

区	分	行	政	職	(円)
高	校	卒			142,800
大	学	卒			176,800
国の制	高	校	卒		140,100
	大	学	卒		172,200

夕 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成23年1月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級	1	50.0
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成22年1月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級	1	50.0
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技術の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局及び課をいう。以下同じ。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

五 昇給

区 分		行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1	
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	1
		3号給(人)	
		4号給(人)	
		5号給(人)	
	比 率 (B)/(A) (%)	50.0	
	前 年 度	職 員 数 (A) (人)	2
		昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1
		号 給 数 別 内 訳	2号給(人)
3号給(人)			
4号給(人)			
5号給(人)			
比 率 (B)/(A) (%)		50.0	

オ 期束手当・勤続手当

区分	支給率		支給率計(月分)	職階上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	1.855	2.045	3.9	有	
前年度	1.835	2.065	3.9	有	
制度の	1.9	2.05	3.95	有	

カ 定年退職及び初任退職に係る退職手当

区分	勤続年数			最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)			
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
制度(支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

キ その他の手当

区	分	国の制度との異同	差異の内容
扶	手当	異なる	配属者の手当額10,500円
地	手当	異なる	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住	手当	同じ	
通	手当	異なる	自動車等使用者の手当額(通勤距離に依り、2,200円～46,400円を支給) 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当(月3,000円を上限) 特別急行列車に係る手当額(特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。)及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区	分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
泉	堂	千円 745,335	千円 688,403	千円 198,000	千円 45,377	千円 841,026
	境					
	港					
	水					
	産					
	設					
	事					
	業					
	債					



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	繰入金		
平成20年度 鳥取県営境港水産物地 方卸売市場管理委託	千円 663,705	平成21年度から 平成22年度まで	千円 256,396	平成23年度から 平成25年度まで	千円 398,223	国庫支出金	地方債	その他	繰入金
						千円	千円	千円	千円
					398,223			398,223	0

## 歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 繰入金			1,152	1,210	△ 58			
	1 一般会計繰入金		1,152	1,210	△ 58			
		1 一般会計から繰入	1,152	1,210	△ 58	1 一般会計から繰入	1,152	
2 繰越金			80,722	69,522	11,200			
	1 繰越金		80,722	69,522	11,200			
		1 繰越金	80,722	69,522	11,200	1 前年度繰越金	80,722	
3 諸収入			19,278	30,478	△ 11,200			
	1 貸付金元利収入		19,278	30,478	△ 11,200			
		1 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	19,278	30,478	△ 11,200	1 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	19,278	
歳 入 合 計			101,152	101,210	△ 58			

平成23年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計当初予算説明資料

1 款 沿岸漁業改善資金貸付事業費

1 項 沿岸漁業改善資金貸付事業費

水産課 (内線: 7309)

1 目 業務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
業務費	1,152	1,210	△58				1,152	
トータルコスト	1,152千円 (前年度 1,210千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	事務委託料の支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
沿岸漁業改善資金貸付金の貸付及び償還事務を信漁連に委託するのに要する経費である。								

水産課 (内線: 7309)

2 目 貸付金

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
貸付金	100,000	100,000	0			(諸収入等) 100,000		
トータルコスト	102,396千円 (前年度 102,420千円) [正職員:0.3人]							
主な業務内容	貸付申請・完了報告の審査、貸付金事務、償還事務、周知説明							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
沿岸漁業の生産技術の改善、生活環境の改善及び漁業後継者の育成確保を図るため、沿岸漁業従事者等に対して、短・中期の無利子資金の貸付を行う。								
(単位: 千円)								
区 分	貸付対象	償還期間	本年度 融資枠	貸付限度額				
経営等改善資金	エンジン、GPS、魚群探知機、養殖施設等	2~10年	87,000	500~25,000				
生活改善資金	居室、炊事施設、衛生施設等	2~7年	6,000	100~1,500				
青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始資金、研修教育資金等	3~10年	7,000	1,500~20,000				
計			100,000					

平成23年度当初予算歳出事項別明細書（農林水産部）

(単位:千円)

節	款 項 目	沿岸漁業改善資金助成事業特別会計			
		1款 沿岸漁業改善資金貸付事業費			
		1項 沿岸漁業改善資金貸付事業費			
		1目	2目		
		業務費	貸付金		
1	報酬				
2	給料				
3	職員手当等				
4	共済費				
5	災害補償費				
6	恩給及び退職年金				
7	賃金				
8	報償費				
9	旅費				
	費用弁償				
	普通旅費				
	特別旅費				
10	交際費				
11	需用費				
12	役務費				
13	委託料	1,152	1,152	1,152	1,152
14	使用料及び賃借料				
15	工事請負費				
16	原材料費				
17	公有財産購入費				
18	備品購入費				
19	負担金、補助及び交付金				
20	扶助費				
21	貸付金	100,000	100,000	100,000	100,000
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料				
24	投資及び出資金				
25	積立金				
26	寄付金				
27	公課費				
28	繰出金				
	予備費				
	計	101,152	101,152	101,152	100,000
財源内訳	国庫支出金				
	繰入金	1,152	1,152	1,152	1,152
	その他				
	事業収入	100,000	100,000	100,000	100,000

## 節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
1 款 沿岸漁業改善資金貸付事業費		
1 項 沿岸漁業改善資金貸付事業		
2 目 貸 付 金		
貸 付 金	・鳥取県沿岸漁業改善資金貸付金	100,000

条  
例  
名  
等

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

提  
出  
理  
由  
及  
び  
概  
要

- 1 提出理由  
農地法（昭和27年法律第229号）に基づく知事の権限に属する事務の一部を、移譲について同意の得られた琴浦町に移譲する。
- 2 概要  
次の事務を琴浦町に移譲する。  
(1) 居住市町村の区域外にある農地の所有権等の権利移動の許可  
(2) 農地を適正に利用していない場合に行う勧告及び許可の取消し（(1)の許可に係るものに限る。）等
- 3 施行期日  
施行期日は、平成23年4月1日とする。

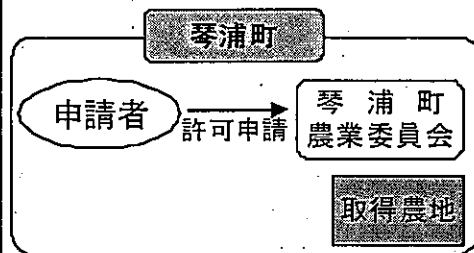
【参考】農地の権利移動の許可権者

農地の権利移動(法第3条)の許可権者

○同一市町村内の権利移動の場合

**農業委員会**

(例) 琴浦町在住の申請者が琴浦町所在の農地の所有権を取得



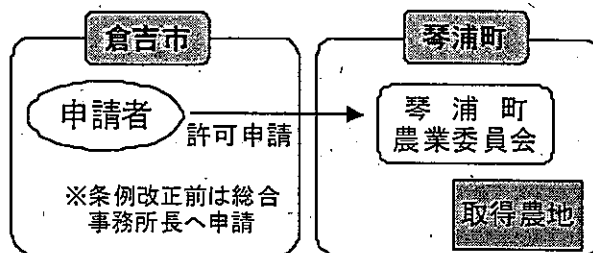
○市町村をまたぐ権利移動の場合

**知事  
(総合事務所長)**

**権限移譲済市町  
(鳥取市他8市町)**

→ 今回琴浦町を追加

(例) 倉吉市在住の申請者が琴浦町所在の農地の所有権を取得(条例改正後)



(注)上記「申請者」の居住市町村は、農地の譲受人に係るものに限る。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
1の5 鳥取県専修学校等奨学資金の貸与のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	略	1の5 同和関係者の子等に対する資金の貸与のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	略
略		略	
2の2 旅券法(昭和26年法律第267号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。)(1)~(11) 略	境港市及び日野郡の町	2の2 旅券法(昭和26年法律第267号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。)(1)~(11) 略	日野郡の町
2の3 旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。)(1)及び(2) 略	境港市及び日野郡の町	2の3 旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。)(1)及び(2) 略	日野郡の町
略		略	
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)及び(2) 略	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町	8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)及び(2) 略	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)に基づく事務のうち、次に掲げる	鳥取市、境港市、八頭郡の	8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)に基づく事務のうち、次に掲げる	鳥取市、境港市、八頭郡の

もの (1)～(3) 略	町並びに 東伯郡湯 梨浜町、 琴浦町及 び北栄町	もの (1)～(3) 略	町並びに 東伯郡湯 梨浜町及 び北栄町
8の5 原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律施行規則（平成7年厚生省 令第33号）に基づく事務のうち、次に 掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、 境港市、 八頭郡の 町並びに 東伯郡湯 梨浜町、 琴浦町及 び北栄町	8の5 原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律施行規則（平成7年厚生省 令第33号）に基づく事務のうち、次に 掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、 境港市、 八頭郡の 町並びに 東伯郡湯 梨浜町及 び北栄町
略		略	
9 水道法（昭和32年法律第177号）に 基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) <u>第34条第1項において準用する 第24条の3第2項の規定による業務 の委託又は委託の失効の届出の受理</u> (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略	略	9 水道法（昭和32年法律第177号）に 基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略  (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略	略
9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号） に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) 略	倉吉市、 岩美郡岩 美町、 <u>八 頭郡八頭 町</u> 、東伯 郡湯梨浜 町及び琴 浦町並び に日野郡 日野町	9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号） に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) 略	倉吉市、 岩美郡岩 美町、東 伯郡湯梨 浜町及び 琴浦町並 びに日野 郡日野町
略		略	
24 商工会法第60条の規定により都道府 県が処理する事務に関する政令（昭和 35年政令第149号）の規定により処理 することとされている商工会法（昭和 35年法律第89号）に基づく事務のうち、 商工会に係るもの	鳥取市及 び各町	24 商工会法第60条の規定により都道府 県が処理する事務に関する政令（昭和 35年政令第149号）の規定により処理 することとされている商工会法（昭和 35年法律第89号）に基づく事務のうち、 商工会に係るもの	鳥取市、 米子市、 倉吉市及 び各町村
略		略	



<p>24の4 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略</p>	<p>鳥取市、 倉吉市、 岩美郡岩 美町、八 頭郡の町 並びに東 伯郡の各 町</p>	<p>24の4 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略</p>	<p>鳥取市、 倉吉市、 岩美郡岩 美町、八 頭郡の町 並びに東 伯郡三朝 町、湯梨 浜町及び 北栄町</p>
<p>略</p>	<p>略</p>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表2の2の項、2の3の項、8の3の項、8の4の項、8の5の項、9の2の項及び24の4の項に掲げる許可等の処分その他の行為(以下「移譲事務」という。)については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、健全な森林の育成及び資源の有効利用を図るため、この条例に基づいて行われる間伐材搬出促進事業を継続することに伴い、条例の失効期限を延長する。</p> <p>2 概 要                  (1) 条例の失効期限を平成25年3月31日（現行 平成23年3月31日）まで延長する。                  (2) 施行期日は、公布日とする。</p>

(鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正)

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例(平成13年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成25年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 3 略	附 則 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成23年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	鳥取県林地開発条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 開発行為に伴う災害の防止及び開発行為の適正な実施を図り、森林の有する公益的機能を維持するため、引き続きこの条例による許可、指導監督及び事務手続を行うよう条例の失効期限を廃止する。</p> <p>2 概要 (1) 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。 (2) 施行期日は、公布日とする。</p>

(鳥取県林地開発条例の一部改正)

鳥取県林地開発条例(平成17年鳥取県条例第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改正後	改正前
附 則 1及び2 略	附 則 1及び2 略。 <u>(この条例の失効)</u> 3 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

件名	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>八頭郡智頭町大字山根59番地1 塚川建設株式会社 代表取締役 塚川 浩治</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県は、和解の相手方に対し、平成15年度西宇塚観音寺林道開設工事（以下「林道工事」という。）で設置した和解の相手方所有の排水用仮設パイプを林道工事が完了した平成16年6月5日以降も使用し続けていたことにより、和解の相手方に生じた損害について、損害賠償金234,980円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事件の概要</p> <p>ア 事件の発生日</p> <p>平成16年6月5日</p> <p>イ 事件発生場所</p> <p>八頭郡智頭町口宇波地内</p> <p>ウ 事件の内容</p> <p>林道工事において、和解の相手方所有の排水用仮設パイプを設置したが、県が林道工事完了後においても適切な対応を怠り、使用料を支払うことなく使用し続けていた。</p> <p>このことにより和解の相手方に生じた損害について、林道工事完了以降の排水用仮設パイプ使用料相当額及び劣化により返還できないことによる当該資材相当額等を支払うことで和解しようとするものである。</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 次の理由により、県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決を一部変更することについて、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>(1)平成23年度から実施する県営基幹水利ストックマネジメント事業(鳥取市大井手地区)が実施されることに伴い、土地改良法の規定に基づき、関係市町村から負担金を徴収するものである。</p> <p>(2)平成23年度から地域ため池総合整備事業が実施されることに伴い、土地改良法の規定に基づき、関係市町村から負担金を徴収するものである。</p> <p>(3)平成23年度から農業用水再編対策事業(鳥取市大井手地区)が実施されることに伴い、土地改良法の規定に基づき、関係市町村から負担金を徴収するものである。</p> <p>2 概要 (1)基幹水利ストックマネジメント事業(鳥取市大井手地区)の市町村負担割合15%を新たに規定する。</p> <p>(2)地域ため池総合整備事業の市町村負担割合14%を新たに規定する。</p> <p>(3)農業用水再編対策事業(鳥取市大井手地区)の市町村負担割合15%を新たに規定する。</p> <p>3 適用時期 平成23年度分の市町村負担金から適用する。</p>

## 長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	農林水産部農政課	物品 保守	ノートパソコン プロジェクタ	1 式	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	347,760	平成22年11月1日 ～平成25年10月31日	鳥取県農林水産 部農林水産部長 室
2	農林水産部水産 振興局水産課	物品 保守	ノートパソコン	1 台	広島県広島市中区八丁堀3番33号 リコーリース株式会社 中国支社	12,950	平成23年2月1日 ～平成23年8月31日	鳥取県農林水産 部水産振興局水 産課